

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p data-bbox="394 395 808 523">富山県地域防災計画 地震・津波災害編</p> <div data-bbox="595 694 1498 911" style="border: 2px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><h1 style="margin: 0;">改 定 案</h1></div> <p data-bbox="459 1169 745 1284">令和 3 年 <u>3</u> 月修正 富山県防災会議</p> | <p data-bbox="1294 395 1709 523">富山県地域防災計画 地震・津波災害編</p> <p data-bbox="1350 1169 1637 1284">令和 3 年 <u>12</u> 月修正 富山県防災会議</p> | <div data-bbox="1767 233 2085 411" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="1794 268 1861 300">凡例</p><p data-bbox="1823 344 2040 376"><u>下線</u> 改定箇所</p></div> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載） | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第1 防災についての考え方 （略）</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。</p> <p>第2 防災の各段階における基本方策</p> <p>1 計画的で周到な地震・津波災害予防対策</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 地震・津波防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。</p> <p>(3)（略）</p> <p>2 迅速で円滑な地震・津波災害応急対策</p> <p>(1) <u>発災直後からの</u>迅速、的確な初動態勢をとるために、地震規模に対応した非常配備体制を早急にとるとともに、発災直後の被害規模の早期把握や地震・津波災害に関する情報の迅速な収集・伝達を行う。 （略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第3（略）</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p> | <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。</p> <p>(2) 地震・津波防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備、災害対応業務のデジタル化の促進により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。</p> <p>(1) <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行い、</u>迅速、的確な初動態勢をとるために、地震規模に対応した非常配備体制を早急にとるとともに、発災直後の被害規模の早期把握や地震・津波災害に関する情報の迅速な収集・伝達を行う。</p> | <p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案（変更部分のみ記載） | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|---|---------------|---|------------------|---|-------------------|---|--------------------------|---|-------------------------|---|---------------------------|---|-----------------|---|---------------------------|---|------------------|----|-----------------|----|---------------------|----|-----------------------------|----|-----------------------|----|---------------------------|----|------------------------|----|--------------------------------|----|-----------------|--------|-----------|---------|-----------------------------------|-----|--|-----|--|-------------|---|-----|--|--|---|---------------|---|------------------|---|-------------------|---|--------------------------|---|---------------------|---|---------------------------|---|-----------------|---|---------------------------|---|------------------|----|-----------------|----|---------------------|----|-----------------------------|----|-----------------------|----|---------------------------|----|------------------------|----|--------------------------------|----|-----------------|--------|-----------|---------|---------|-----|--|-----|--|-------------|---|-----|--|--|
| <p>1 防災関係機関の業務大綱</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村</p> <table border="1" data-bbox="165 284 1032 884"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市町村防災会議に関すること</td></tr> <tr><td>2</td><td>災害対策の組織の整備に関すること</td></tr> <tr><td>3</td><td>気象予警報等の情報伝達に関すること</td></tr> <tr><td>4</td><td>防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること</td></tr> <tr><td>5</td><td><u>避難の勧告、指示</u>等に関すること</td></tr> <tr><td>6</td><td>被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること</td></tr> <tr><td>7</td><td>被災者の救助、救護に関すること</td></tr> <tr><td>8</td><td>災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること</td></tr> <tr><td>9</td><td>消防活動及び水防対策に関すること</td></tr> <tr><td>10</td><td>水道事業の災害対策に関すること</td></tr> <tr><td>11</td><td>児童、生徒に対する応急教育に関すること</td></tr> <tr><td>12</td><td>公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること</td></tr> <tr><td>13</td><td>浸水、土砂崩れに対する応急措置に関すること</td></tr> <tr><td>14</td><td>飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること</td></tr> <tr><td>15</td><td>災害救援ボランティアの受入調整等に関すること</td></tr> <tr><td>16</td><td>自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること</td></tr> <tr><td>17</td><td>要配慮者の避難支援に関すること</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="165 954 1032 1110"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td> <td>1～5 (略) <u>6 津波予報の伝達に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="165 1184 1032 1378"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>第3 (略)</p> | 事務又は業務の大綱 | | 1 | 市町村防災会議に関すること | 2 | 災害対策の組織の整備に関すること | 3 | 気象予警報等の情報伝達に関すること | 4 | 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること | 5 | <u>避難の勧告、指示</u> 等に関すること | 6 | 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること | 7 | 被災者の救助、救護に関すること | 8 | 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること | 9 | 消防活動及び水防対策に関すること | 10 | 水道事業の災害対策に関すること | 11 | 児童、生徒に対する応急教育に関すること | 12 | 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること | 13 | 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関すること | 14 | 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること | 15 | 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること | 16 | 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること | 17 | 要配慮者の避難支援に関すること | 機関等の名称 | 業務又は業務の大綱 | 中部管区警察局 | 1～5 (略) <u>6 津波予報の伝達に関すること</u> | (略) | | (略) | | 北陸電力送配電株式会社 | 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給に関すること | (略) | | <p>事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1070 284 1937 884"> <tbody> <tr><td>1</td><td>市町村防災会議に関すること</td></tr> <tr><td>2</td><td>災害対策の組織の整備に関すること</td></tr> <tr><td>3</td><td>気象予警報等の情報伝達に関すること</td></tr> <tr><td>4</td><td>防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること</td></tr> <tr><td>5</td><td><u>避難指示</u>等に関すること</td></tr> <tr><td>6</td><td>被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること</td></tr> <tr><td>7</td><td>被災者の救助、救護に関すること</td></tr> <tr><td>8</td><td>災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること</td></tr> <tr><td>9</td><td>消防活動及び水防対策に関すること</td></tr> <tr><td>10</td><td>水道事業の災害対策に関すること</td></tr> <tr><td>11</td><td>児童、生徒に対する応急教育に関すること</td></tr> <tr><td>12</td><td>公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること</td></tr> <tr><td>13</td><td>浸水、土砂崩れに対する応急措置に関すること</td></tr> <tr><td>14</td><td>飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること</td></tr> <tr><td>15</td><td>災害救援ボランティアの受入調整等に関すること</td></tr> <tr><td>16</td><td>自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること</td></tr> <tr><td>17</td><td>要配慮者の避難支援に関すること</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1070 954 1937 1110"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td> <td>1～5 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1070 1184 1937 1378"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の<u>確保</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 1 | 市町村防災会議に関すること | 2 | 災害対策の組織の整備に関すること | 3 | 気象予警報等の情報伝達に関すること | 4 | 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること | 5 | <u>避難指示</u> 等に関すること | 6 | 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること | 7 | 被災者の救助、救護に関すること | 8 | 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること | 9 | 消防活動及び水防対策に関すること | 10 | 水道事業の災害対策に関すること | 11 | 児童、生徒に対する応急教育に関すること | 12 | 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること | 13 | 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関すること | 14 | 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること | 15 | 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること | 16 | 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること | 17 | 要配慮者の避難支援に関すること | 機関等の名称 | 業務又は業務の大綱 | 中部管区警察局 | 1～5 (略) | (略) | | (略) | | 北陸電力送配電株式会社 | 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の <u>確保</u> に関すること | (略) | | <p>字句修正</p> <p>気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先は「警察庁」のため修正</p> <p>字句修正</p> |
| 事務又は業務の大綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 市町村防災会議に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 災害対策の組織の整備に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 気象予警報等の情報伝達に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | <u>避難の勧告、指示</u> 等に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 被災者の救助、救護に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 消防活動及び水防対策に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 水道事業の災害対策に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 児童、生徒に対する応急教育に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 要配慮者の避難支援に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関等の名称 | 業務又は業務の大綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部管区警察局 | 1～5 (略) <u>6 津波予報の伝達に関すること</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北陸電力送配電株式会社 | 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 市町村防災会議に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 災害対策の組織の整備に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 気象予警報等の情報伝達に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | <u>避難指示</u> 等に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 被災者の救助、救護に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 消防活動及び水防対策に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 水道事業の災害対策に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 児童、生徒に対する応急教育に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 要配慮者の避難支援に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関等の名称 | 業務又は業務の大綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部管区警察局 | 1～5 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北陸電力送配電株式会社 | 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の <u>確保</u> に関すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------|---------|----------------|--------------|-------|-----------|---------|-----|----------------|---------|-----|--|--|--|--|------------|-------|-----|-------|-------|-----|--|--|--|--|-----------|---------|-----|---------------|-------------|-----|--|--|--|--|---|-----|------|---------|--------|-------|-----------|---------|-----|----------------|--------------|--|--|--|--|--|------------|-------|-----|-------|---------|--|--|--|--|--|-----------|--------|-----|---------------|--------------|--|--|--|--|--|--|
| <p>第4節 社会構造の変化への対応 1～5 (略) 6 感染症対策の観点を取り入れた防災 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>第5節 県内の活断層と地震 第1～第2 (略) 第3 過去の地震 (略) また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計507回(2020年9月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回と全国的にも地震の少ない県である。 (略)</p> <p style="text-align: center;">震度4以上を記録した地震一覧</p> <table border="1" data-bbox="165 882 1034 1310"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>震央地名</th> <th>マグニチュード</th> <th>県内の被害等</th> <th>県内の震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1933(昭和8)</td> <td>石川県能登地方</td> <td>6.0</td> <td>傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂</td> <td>4：高岡市伏木</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1948(昭和23)</td> <td>福井県嶺北</td> <td>7.1</td> <td>西部で被害</td> <td>4：富山市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1993(平成5)</td> <td>石川県能登地方</td> <td>6.6</td> <td>非住家、水路、ため池に被害</td> <td>4：富山市、高岡市伏木</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4～第6 (略) 第7 減災目標の設定 1～2 (略) 3 重点施策及び目標</p> | 発生年 | 震央地名 | マグニチュード | 県内の被害等 | 県内の震度 | 1933(昭和8) | 石川県能登地方 | 6.0 | 傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂 | 4：高岡市伏木 | (略) | | | | | 1948(昭和23) | 福井県嶺北 | 7.1 | 西部で被害 | 4：富山市 | (略) | | | | | 1993(平成5) | 石川県能登地方 | 6.6 | 非住家、水路、ため池に被害 | 4：富山市、高岡市伏木 | (略) | | | | | <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底</u>や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計516回(2021年8月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回と全国的にも地震の少ない県である。</p> <p style="text-align: center;">震度4以上を記録した地震一覧</p> <table border="1" data-bbox="1072 882 1942 1310"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>震央地名</th> <th>マグニチュード</th> <th>県内の被害等</th> <th>県内の震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1933(昭和8)</td> <td>石川県能登地方</td> <td>6.0</td> <td>傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂</td> <td>4：富山市石坂、高岡伏木</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1948(昭和23)</td> <td>福井県嶺北</td> <td>7.1</td> <td>西部で被害</td> <td>4：富山市石坂</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1993(平成5)</td> <td>石川県能登沖</td> <td>6.6</td> <td>非住家、水路、ため池に被害</td> <td>4：富山市石坂、高岡伏木</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 発生年 | 震央地名 | マグニチュード | 県内の被害等 | 県内の震度 | 1933(昭和8) | 石川県能登地方 | 6.0 | 傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂 | 4：富山市石坂、高岡伏木 | | | | | | 1948(昭和23) | 福井県嶺北 | 7.1 | 西部で被害 | 4：富山市石坂 | | | | | | 1993(平成5) | 石川県能登沖 | 6.6 | 非住家、水路、ため池に被害 | 4：富山市石坂、高岡伏木 | | | | | | <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>字句修正</p> |
| 発生年 | 震央地名 | マグニチュード | 県内の被害等 | 県内の震度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1933(昭和8) | 石川県能登地方 | 6.0 | 傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂 | 4：高岡市伏木 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1948(昭和23) | 福井県嶺北 | 7.1 | 西部で被害 | 4：富山市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1993(平成5) | 石川県能登地方 | 6.6 | 非住家、水路、ため池に被害 | 4：富山市、高岡市伏木 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発生年 | 震央地名 | マグニチュード | 県内の被害等 | 県内の震度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1933(昭和8) | 石川県能登地方 | 6.0 | 傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂 | 4：富山市石坂、高岡伏木 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1948(昭和23) | 福井県嶺北 | 7.1 | 西部で被害 | 4：富山市石坂 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1993(平成5) | 石川県能登沖 | 6.6 | 非住家、水路、ため池に被害 | 4：富山市石坂、高岡伏木 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | | 修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ） | | 備 考 |
|-----------------|--|--|--|---|
| 重点施策 | 内 容 | 重点施策 | 内 容 | |
| (略) | | (略) | | 全国的に用いられている『緊急輸送道路』に統一することに伴う修正 緊急輸送道路について注釈を追記（パブコメによる） |
| 震災応急対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 関係機関が連携したライフライン施設・設備や緊急通行確保路線の迅速な応急復旧対策の推進 ・ (略) | 震災応急対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 関係機関が連携したライフライン施設・設備や<u>緊急輸送道路※</u>の迅速な応急復旧対策の推進 ・ (略) | |
| (略) | | (略) | | |
| 第6節 (略) | | <p><u>※地域防災計画、防災業務計画及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の中で、地震防災上、緊急に整備すべき施設として位置づけられている道路</u></p> | | |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>第2章 地震・津波災害予防対策</p> <p>第1節 防災都市づくり</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 建築物の耐震不燃化の促進</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建築物の耐震化（県全部局）</p> <p>(1) 建築物の耐震性確保</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 住宅の耐震性能向上</p> <p>本県においては、平成25年の時点で、379,800戸の住宅のうち、耐震基準が強化される昭和55年以前に建設された住宅が約138,100戸存在しており、このうち耐震化が不十分なものは105,300戸と推計している。</p> <p>県は、住宅の耐震性向上のため、市町村及び関係団体と連携し、耐震化の普及啓発を図る。</p> <p>また、新築時における適正な施工方法等について必要な指導等を行うものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 耐震性向上の支援措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>住宅・建築物安全ストック形成事業（うち住宅・建築物耐震改修事業）</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第2節 都市基盤等の安全性の強化</p> <p>第1 公共土木施設等の耐震性等強化</p> <p>(略)</p> <p>構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、<u>緊急通行確保路線</u>における橋梁など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。</p> <p>(略)</p> <p>1 道路、鉄道、港湾等交通施設の整備（北陸地方整備局、県土</p> | <p>本県においては、平成30年の時点で、390,900戸の住宅のうち、耐震基準が強化される昭和55年以前に建設された住宅が約120,200戸存在しており、このうち耐震化が不十分なものは76,400戸と推計している。</p> <p>県は、住宅の耐震性向上のため、市町村及び関係団体と連携し、耐震化の普及啓発を図る。</p> <p>また、新築時における適正な施工方法等について必要な指導等を行うものとする。</p> <p>イ <u>一定以上の規模及び用途の建築物の耐震改修のための支援措置</u></p> <p>構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、<u>緊急輸送道路</u>における橋梁など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。</p> | <p>時点修正</p> <p>字句修正</p> <p>全国的に用いられている『緊急輸送道路』に統一することに伴う修</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|--|--|--|
| <p>木部、県農林水産部、各鉄道事業者）</p> <p>(1) 道路施設</p> <p>ア 定期的に点検を行い、これに基づき、緊急通行確保路線など緊急度の高い箇所から順次、改築及び耐震補強工事を実施する。</p> <p>イ 橋梁については、緊急通行確保路線上の橋梁や長大橋等、重要な箇所から計画的に耐震対策を推進する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土砂災害の防止（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>このため、国、県及び市町村は、災害の発生が予想される危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。（資料「3 災害危険地域等に関する資料」参照）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土石流、山地災害、地すべり等の防止</p> <p>ア 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。</p> <p>イ 県及び関係機関は、危険箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2 ライフライン施設の安全性強化</p> <p>1 電力施設における災害予防対策（企業局、北陸電力、北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電）</p> | <p>ア 定期的に点検を行い、これに基づき、緊急輸送道路など緊急度の高い箇所から順次、改築及び耐震補強工事を実施する。</p> <p>イ 橋梁については、緊急輸送道路上の橋梁や長大橋等、重要な箇所から計画的に耐震対策を推進する。</p> <p>このため、国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。（資料「3 災害危険地域等に関する資料」参照）</p> <p>ア 土砂災害のおそれのある箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。</p> <p>イ 県及び関係機関は、土砂災害のおそれのある箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。</p> <p>1 電力施設における災害予防対策（県企業局、北陸電力、北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電）</p> | <p>正</p> <p>防災基本計画の表現に統一</p> <p>防災基本計画の表現に統一</p> <p>字句修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(略)</p> <p>2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、<u>県生活環境文化部</u>、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) LPガス</p> <p>ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置 販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。<u>(追加)</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>3～5 (略)</p> | <p>(略)</p> <p>2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、<u>県危機管理局</u>、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）</p> <p>販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。<u>特に、ハザードマップを確認し、津波による浸水の恐れがある地域については、ボンベの流出防止に備えた対策を重点的に講じる。</u></p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>「液化石油ガス安全高度化計画2030（経済産業省策定）」に伴う修正</p> |
| <p>第3 (略)</p> <p>第4 危険物施設等の安全性強化</p> <p>1 危険物施設 (<u>県総合政策局</u>、市町村) (略)</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等 (<u>県生活環境文化部</u>) (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 防災活動対策 地震又は津波による二次災害防止のため、事業所内では、緊急操作、行動のシステム化を進めるとともに、津波警報等が発表された場合の行動基準及び保安設備の機能が喪失した場合の対応策を定める。また、これらを周知させるための定期的な操作訓練及び防災訓練の実施により、災害の予防に努める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 地盤の液状化対策の推進</p> <p>1 調査研究の推進 (<u>県総合政策局</u>) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>1 危険物施設 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等 (<u>県危機管理局</u>)</p> <p>地震又は津波による二次災害防止のため、事業所内では、緊急操作、行動のシステム化を進めるとともに、津波警報等が発表された場合の行動基準及び保安設備の機能が喪失した場合の対応策を<u>危害予防規程</u>に定める。また、これらを周知させるための定期的な操作訓練及び防災訓練の実施により、災害の予防に努める。</p> <p>1 調査研究の推進 (<u>県危機管理局</u>) (略)</p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>法令改正に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>3 液状化に関する知識の普及啓発（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>4 （略）</p> <p>第3節 津波に強い県土づくり</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 津波に強いまちづくり</p> <p>1 津波に強いまちの形成</p> <p>(1) 徒歩避難を原則とした対策の構築 (略)</p> <p>国、県及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行なわれるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) ～ (3) （略）</p> <p>(4) 減災のための総合的な取組みの推進</p> <p>国土交通省、県及び市町村は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p>3 液状化に関する知識の普及啓発（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>国、県及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化、<u>開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco DRR (生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進等により</u>、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行なわれるよう配慮するものとする。</p> <p><u>国土交通省、内閣府、県及び市町村は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の实情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u></p> | <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |

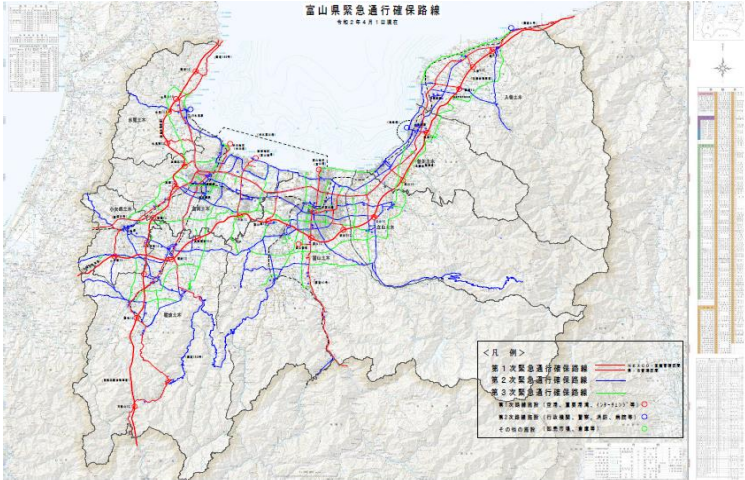
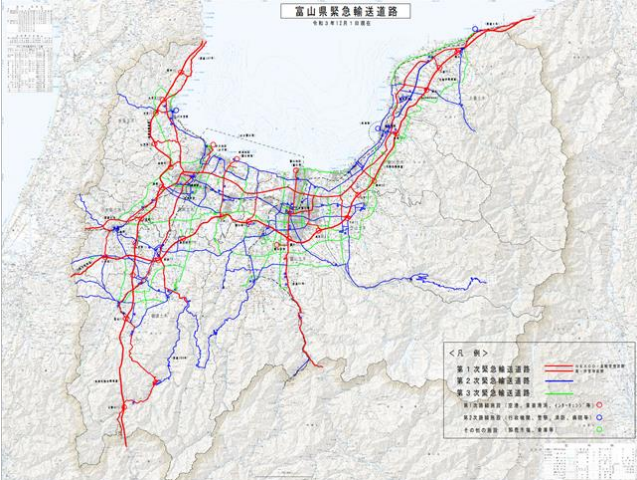
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>2 (略)</p> <p>3 建築物の安全化 (略)</p> <p>国、県及び市町村は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第4節 防災活動体制の整備</p> <p>同時多発的な火災の発生、建築物の倒壊、多数の負傷者の発生など、発災時直後から次々に起きる地震・津波災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災拠点施設の整備</p> <p>1 富山県広域消防防災センター (<u>県総合政策局</u>) 2～6 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 通信連絡体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 通信連絡体制の整備充実 (<u>県総合政策局</u>、市町村) (略)</p> <p>第4 業務継続体制の確保 (略)</p> <p>市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>第5 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>1 (略)</p> | <p>国、県及び市町村は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。</p> <p><u>市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>同時多発的な火災の発生、建築物の倒壊、多数の負傷者の発生など、災害時直後から次々に起きる地震・津波災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。</p> <p>1 富山県広域消防防災センター (<u>県危機管理局</u>)</p> <p>3 通信連絡体制の整備充実 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> <p>市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> | <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） 道路は、震災時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる<u>緊急通行確保路線</u>を次のとおり指定する。</p> <p>(1) 第1次<u>緊急通行確保路線</u> (略)</p> <p>(2) 第2次<u>緊急通行確保路線</u> 第1次<u>緊急通行確保路線</u>とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。</p> <p>(3) 第3次<u>緊急通行確保路線</u> 上位路線を相互に補完する幹線道路 <u>緊急通行確保路線</u>の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。（資料「6-1-2 <u>緊急通行確保路線名</u>」）</p> | <p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） 道路は、震災時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる<u>緊急輸送道路</u>を次のとおり指定する。</p> <p>(1) 第1次<u>緊急輸送道路</u> (略)</p> <p>(2) 第2次<u>緊急輸送道路</u> 第1次<u>緊急輸送道路</u>とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。</p> <p>(3) 第3次<u>緊急輸送道路</u> 上位路線を相互に補完する幹線道路 <u>緊急輸送道路</u>の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。（資料「6-1-2 <u>緊急輸送道路一覧表</u>」）</p> | <p>全国的に用いられている『緊急輸送道路』に統一することに伴う変更</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center; color: red;">緊急通行確保路線図（令和2年4月）</p>  <p>3 （略）</p> <p>4 緊急航空路の確保（<u>県観光・交通振興局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村）</p> <p>5 （略）</p> <p>第6 航空防災体制の強化</p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村） （略）</p> <p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第7 相互応援体制の整備 （略）</p> <p>そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務ス</p> | <p style="text-align: center; color: red;">緊急輸送道路図（令和3年12月）</p>  <p>4 緊急航空路の確保（<u>県地方創生局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村）</p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村）</p> <p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>ペースの確保を行うものとする。<u>(追加)</u></p> <p>なお、県は、消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成 19 年 3 月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。</p> <p>(略)</p> <p>1 国の機関等との相互協力 (1) 自衛隊との連携（自衛隊、<u>県総合政策局</u>) (略) (2) (略)</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援 (<u>県総合政策局</u>) (略) 県及び市町村は、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、<u>発災時</u>における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(1) 都道府県間の相互応援 ア (略) イ 9 県 1 市の災害時応援 (略) さらに、全国知事会の体制や「被災市区町村応援職員確保システム」と調和のとれた広域応援体制を整備する。 ウ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関） (1) 県と防災関係機関との相互協力 ア～お (略) <u>(追加)</u></p> | <p><u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>(1) 自衛隊との連携（自衛隊、<u>県危機管理局</u>)</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援 (<u>県危機管理局</u>)</p> <p>県及び市町村は、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、<u>災害時</u>における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>さらに、全国知事会の体制や<u>応急対策職員派遣制度</u>と調和のとれた広域応援体制を整備する。</p> <p><u>か 北陸電力（株）及び北陸電力送配電（株）との協定</u> <u>県と北陸電力（株）及び北陸電力送配電（株）は、令和 3 年 6 月 30 日に「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、電源車の要請と協力、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。</u></p> <p><u>き 富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック</u></p> | <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>協定の追加</p> <p>協定の追加</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>(1) 防災機関間の相互協力 ア～イ (略) ウ ガス会社間の相互協力 <u>(一社)日本ガス協会及び(一社)日本コミュニティガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。</u></p> <p>第8 積雪時の震災対策 1 積雪対策の推進 (<u>県総合政策局</u>、市町村) (略) 2～3 (略)</p> <p>第9 災害復旧・復興への備え 1～3 (略) 4 男女共同参画の視点 県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備 第1 消防力の強化 1 出火の防止 (<u>県総合政策局</u>、市町村) (1) 一般家庭に対する指導</p> | <p><u>協議会との三者協定</u> <u>県と富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会は令和3年7月12日に「災害時における協力に関する協定」を締結し、災害時におけるボランティアの受け入れ体制について取り決めている。</u></p> <p><u>(一社)日本ガス協会では「非常事態における応援要綱」、(一社)日本コミュニティガス協会北陸支部では「コミュニティガス事業の防災に係る通報・応援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。</u></p> <p>1 積雪対策の推進 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> <p>4 男女共同参画の視点 県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、<u>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>1 出火の防止 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> | <p>都市ガスとコミュニティガスで要綱が異なるため修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|--|--|--|
| <p>ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及び<u>ガス漏れ警報機</u>等の安全な機器の普及 イ～キ（略）</p> <p>2 消火体制等の整備（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>3 救助・救急体制の整備（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村） （略）</p> <p>4 大規模・高層建築物及び地下街等の安全化（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>5 常備消防の広域化（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 緊急連絡網（県厚生部） 県厚生部医務課、<u>健康課</u>、くすり政策課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 （略） 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 <u>（追加）</u></p> | <p>ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及び<u>ガス警報機</u>等の安全な機器の普及</p> <p>2 消火体制等の整備（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>3 救助・救急体制の整備（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）</p> <p>4 大規模・高層建築物及び地下街等の安全化（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>5 常備消防の広域化（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>県厚生部医務課、<u>健康対策室</u>、くすり政策課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。</p> <p><u>県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局（県の厚生センターにあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> | <p>字句修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（<u>県総合政策局</u>、県土木部、市町村） （略）</p> <p>（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 （略）</p> <p>市町村は、<u>発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）</u>には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>また、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、</p> | <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（<u>県危機管理局</u>、県土木部、市町村）</p> <p>市町村は、<u>災害時</u>には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p><u>そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、</p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|---|--|---|
| <p>避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難も検討するよう周知に努めるものとする。</p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備 (ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<u>(追加)</u> (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 繁華街、観光地における避難場所等の確保 市町村長が行う<u>避難勧告</u>の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な</p> | <p>避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努めるものとする。</p> <p>(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、<u>生理用品、段ボールベッド、パーティション</u>、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。<u>なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者等への配慮にも留意する。</u></p> <p>指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>市町村長が行う<u>避難指示</u>の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、</p> | <p>備考</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更「生理用品」追加(パブコメによる)</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。</p> <p>2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関） （略）</p> <p>とりわけ、津波による危険が予想される市町村は、県が実施する津波シミュレーション調査や訓練の実施などを通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難<u>勧告</u>・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、富山県の津波の特徴を踏まえた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(1) 避難に関する広報 （略）</p> <p>また、市町村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、国の津波浸水予測図や県の津波シミュレーション調査結果に基づいて、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難路等を示す津波ハザードマップを整備する。</p> <p>(2) 市町村の避難計画 ア （略） イ 避難<u>勧告</u>又は指示を行う基準及び伝達方法 ウ 避難<u>の勧告</u>、指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者 エ～ク （略）</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>3 物資等の確保（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> | <p>観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。</p> <p>とりわけ、津波による危険が予想される市町村は、県が実施する津波シミュレーション調査や訓練の実施などを通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、富山県の津波の特徴を踏まえた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、国の津波浸水予測図や県の津波シミュレーション調査結果、<u>津波災害警戒区域</u>に基づいて、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難路等を示す津波ハザードマップを整備する。</p> <p>イ 避難指示を行う基準及び伝達方法 ウ 避難指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者</p> <p>3 物資等の確保（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、県農林水産部、</p> | <p>本化されたことによる修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>(略)</p> <p>そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第4 災害救援ボランティア活動の支援</p> <p>(略)</p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの普及、養成（県総合政策局、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>3 ボランティアの受入体制の整備（県総合政策局、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 孤立集落の予防</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事前措置（県総合政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>第6節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚</p> <p>(略)</p> <p>その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの</p> | <p>市町村、日本赤十字社富山県支部)</p> <p>そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>2 ボランティアの普及、養成（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>4 事前措置（県危機管理局、県警察本部、市町村）</p> | <p></p> <p>字句修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>違い等双方の視点に十分配慮する。 <u>(追加)</u></p> <p>1 県民に対する防災知識の普及（<u>県総合政策局</u>、県警察本部、市町村） 県及び市町村は、県民に対し、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>(1) (略) (2) 普及の内容 ア (略) イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む） ① (略) ② 津波 ・避難行動に関する知識…… (略) <u>(追加)</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> | <p><u>さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努めるものとする。</u></p> <p>1 県民に対する防災知識の普及（<u>県危機管理局</u>、県警察本部、市町村） 県及び市町村は、県民に対し、<u>専門家の知見も活用しながら</u>、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を図る。</p> <p><u>・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動……避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、広域避難の実効性を確保するための、通常避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動など</u></p> | <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|---|--|--|
| <p>カ 地震・津波ハザードマップ 市町村は、県が実施した津波シミュレーション調査に基づく津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを整備し、住民等に対し周知を図るものとする。（略）</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）</p> <p>(1) 防災広報の充実 県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため地震・津波発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットを<u>県内の小、中学校及び高等学校に配布する。</u></p> <p>(2) 防災教育の充実 ア 学校教育における防災教育 （ア）～（ウ） （略） （エ）防災に関する安全教育は、各教科、<u>道徳の時間</u>に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（オ）～（キ）</u> （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 防災意識調査（<u>県総合政策局</u>） （略）</p> <p>5～6 （略）</p> <p>第2 自主防災組織の強化</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> | <p>カ 地震・津波ハザードマップ 市町村は、県が実施した津波シミュレーション調査に基づく津波浸水想定や<u>津波災害警戒区域</u>を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを整備し、住民等に対し周知を図るものとする。（略）</p> <p>県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため地震・津波発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットの活用について<u>県内の小、中、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に周知を図る。</u></p> <p>（エ）防災に関する安全教育は、各教科（<u>道徳を含む。</u>）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。</p> <p><u>（オ）防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。</u></p> <p><u>（カ）～（ク）</u> （略）</p> <p>4 防災意識調査（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> | <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県内に義務教育学校が新設されたことに伴う区分の追加 特別支援学校を追加（パブコメによる）</p> <p>字句修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>(略)</p> <p>2 企業防災の促進（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 防災訓練の充実</p> <p>(略)</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえるなど実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。</p> <p>1 総合防災訓練（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進</p> <p>県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>なお、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</p> | <p>2 企業防災の促進（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえる、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する</u>など実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。</p> <p>1 総合防災訓練（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>なお、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</p> | <p>に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|---|---|--|
| <p>5 防災訓練における要配慮者への配慮 県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 <u>（追加）</u></p> <p>第4 要配慮者の安全確保</p> <p>1 要配慮者対策（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 避難行動要支援者の支援</p> <p>ア 避難支援体制の整備</p> <p>避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と<u>福祉担当部局</u>との連携の下、平常時より避難行動要支援</p> | <p>県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 <u>県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u></p> <p>1 要配慮者対策（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別<u>避難</u>計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。 <u>市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や<u>福祉担当部局など関係部局</u>の連携の下、平常時より避難</p> | <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|--|---|-------------------------------------|
| <p>者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、市町村は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた</u>消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p>行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p><u>そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>また、市町村は、<u>市町村地域防災計画に定めるところにより、</u>消防機関、警察、<u>福祉専門職、</u>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織<u>など避難支援等に携わる関係者</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p><u>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別計画を提供するものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> | <p>に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>ウ （略）</p> <p>(2) 要配慮者の支援</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 在宅の要配慮者対策 市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、<u>発災時</u>に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 外国人の安全確保対策（<u>県総合政策局、県観光・交通振興局</u>、市町村） （略）</p> <p>第7節 （略）</p> <p>第1 地震・津波に関する調査研究の推進</p> <p>1 活断層に関する調査研究（<u>県総合政策局</u>） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 被害想定に関する調査研究（<u>県総合政策局</u>） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第2 （略）</p> | <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、<u>災害時</u>に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。</p> <p>3 外国人の安全確保対策（<u>県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部</u>、市町村）</p> <p>1 活断層に関する調査研究（<u>県危機管理局</u>） （略）</p> <p>3 被害想定に関する調査研究（<u>県危機管理局</u>） （略）</p> | <p></p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|--|--|--|
| <p>第3章 地震・津波災害応急対策</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1 職員の非常配備・参集（<u>県総合政策局</u>） （略）</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア 本部</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p style="text-align: center;">県災害対策本部組織図</p> | <p>1 職員の非常配備・参集（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（<u>県危機管理局</u>）</p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(ウ)～(オ) (略) イ～ウ (略) (3)～(5) (略) (6) 災害対策本部室 ア～イ (略) ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、<u>ボランティア班</u>、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。 エ (略) (7)～(9) (略) 第2～第3 (略) 第4 災害救援ボランティアの受入れ 大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。 このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。 <u>(追加)</u> 1 ボランティア班の設置 (<u>県総合政策局</u>) (略) 2 富山県災害救援ボランティア本部の設置 (<u>県総合政策局</u>) (略) 3～4 (略) 第5 帰宅困難者対策 (<u>県総合政策局</u>、市町村) (略) 第2節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1 (略)</p> | <p>ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、<u>県民生活・ボランティア班</u>、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。 <u>ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</u> 1 ボランティア班の設置 (<u>県生活環境文化部</u>) (略) 2 富山県災害救援ボランティア本部の設置 (<u>県生活環境文化部</u>) 第5 帰宅困難者対策 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> | <p>県機構改革に伴う修正 現状の新型コロナウイルス感染症の状況に伴う修正 県機構改革に伴う修正 県機構改革に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | | | 修正案（変更部分のみ記載） | | | 備考 |
|---|--|---|--|--|---|--|
| 2 海面状態の監視（北陸地方整備局、県土木部） 下新川海岸、朝日海岸、宮崎漁港海岸に設置されたCCTVカメラにより、海面の状態を的確に把握し、異常な現象が確認された場合には、速やかに関係機関に伝達する。 3～5 （略） 6 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局） | | | 2 海面状態の監視（北陸地方整備局、県土木部） 下新川海岸、朝日海岸、宮崎漁港、 黒部漁港 に設置されたCCTVカメラにより、海面の状態を的確に把握し、異常な現象が確認された場合には、速やかに関係機関に伝達する。 | | | 黒部漁港にもカメラを設置したことに伴う修正 県機構改革に伴う修正 |
| 被害項目 | 担当部班 | 備考（室課名） | 被害項目 | 担当部班 | 備考（室課名） | |
| 人的・家屋被害 （略） | <u>総合政策部 総務班</u> | 防災・危機管理課 | 人的・家屋被害 | <u>危機管理部 総務班</u> | 防災・危機管理課 | |
| 鉄道施設被害 | <u>観光・交通振興部 地域交通・新幹線政策班</u> | 総合交通政策室 | 鉄道施設被害 | <u>地方創生部 地域交通・新幹線政策班</u> | 総合交通政策室 | |
| 空港施設被害 | <u>観光・交通振興部 航空政策班</u> | 総合交通政策室 | 空港施設被害 | <u>地方創生部 航空政策班</u> | 総合交通政策室 | |
| 7 （略） 8 被害状況の報告（ <u>県総合政策局</u> 、市町村、各防災関係機関） （略） 第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動 1 地震に関する情報 （1）地震動警報・予報（緊急地震速報） （略） <u>※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない。</u> （略） （2）地震情報の種類、発表基準と内容 | | | 8 被害状況の報告（ <u>県危機管理局</u> 、市町村、各防災関係機関） <u>（削除）</u> | | | 気象庁長官の許可を得ることにより、予報のみは、発表可能であるため 字句修正 |
| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 | 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 | |
| （略） | | | （略） | | | |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 <u>・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合</u> <u>・緊急地震速報（警報）を発表した場合</u> | 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 | 震源に関する情報 | ・震度3以上 <u>（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</u> | 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 | |
| （略） | | | （略） | | | |
| 2～3 （略） 4 情報の伝達 （1）津波に関する情報の伝達 | | | | | | |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ NHK富山放送局は、<u>NHK放送センター又は富山地方気象台</u>から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。その他の放送機関は、民間放送連盟等から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。</p> <p>エ 県警察本部は、<u>中部管区警察局等</u>から通知があったときは、警察専用通信施設により、警察署、交番等に伝達するものとし、あわせて市町村にも通知する。</p> <p>オ 伏木海上保安部は、<u>第三管区海上保安本部又は富山地方気象台等</u>から通知があったときは、<u>無線設備又は巡視船艇</u>により航行中及び港内船舶に伝達する。</p> <p>カ (略)</p> | <p>ウ NHK富山放送局は、<u>NHK報道局</u>から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。その他の放送機関は、民間放送連盟等から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。</p> <p>エ 県警察本部は、<u>警察庁</u>から通知があったときは、警察専用通信施設により、警察署、交番等に伝達するものとし、あわせて市町村にも通知する。</p> <p>オ 伏木海上保安部は、<u>(第三管区海上保安本部経由) 第九管区海上保安本部</u>から通知があったときは、巡視船艇により航行中及び港内船舶に伝達する。</p> | <p>伝達系統変更に伴う修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|---|---|--------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">津波警報等伝達系統図</p> <p>(2) 地震に関する情報の伝達 ア (略) イ 放送機関は、富山地方気象台等から地震に関する情報の連絡を受けたときは、直ちに放送を行う。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3 通信連絡体制 1 (略) 2 無線電話 (県総合政策局、県経営管理部、NTTドコモ) (略)</p> <p>第4 広報及び広聴活動 1 広報活動（各防災関係機関） (1) (略) (2) 広報活動の内容 ア (略) イ 地域災害広報 (ア) (略) (イ) 発災直後の広報</p> | <p style="text-align: center;">津波警報等伝達系統図</p> <p>注) 二重線で囲まれている機関 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先 注) 二重線の経路 気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p>イ 放送機関は、民間放送連盟から地震に関する情報の連絡を受けたときは、直ちに放送を行う。</p> <p>2 無線電話 (県危機管理局、県経営管理部、NTTドコモ)</p> | <p>伝達系統変更に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>a～d (略)</p> <p>e <u>避難の指示、勧告</u>（避難地域の状況、緊急避難場所及び避難所の開設状況等）</p> <p>f (略)</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(4)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用基準 (<u>県総合政策局</u>)</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用手続 (<u>県総合政策局</u>、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第4節 広域応援要請</p> <p>第1 相互協力</p> <p>1 県の応援要請 (<u>県総合政策局</u>)</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村の応援要請 (市町村)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県への要請</p> <p>ア 県への応援要請</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の必要性</p> <p>(カ) (略)</p> <p>イ (略)</p> | <p>e <u>避難指示</u>（避難地域の状況、緊急避難場所及び避難所の開設状況等）</p> <p><u>(5) 安否不明者等の氏名等公表</u> <u>災害時の安否不明者の氏名等公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。</u></p> <p>1 災害救助法の適用基準 (<u>県危機管理局</u>)</p> <p>2 災害救助法の適用手続 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> <p>1 県の応援要請 (<u>県危機管理局</u>)</p> <p>(オ) <u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく応援の必要性</p> | <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」を策定したことによる修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 応援受入体制の確立（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受入体制の確保 県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。 <u>(追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 他都道府県への応援・派遣（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 応援の実施 県は、収集した被害情報に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。 <u>(追加)</u></p> | <p>3 応援受入体制の確立（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。 <u>また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>4 他都道府県への応援・派遣（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>県は、収集した被害情報に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。 <u>また、県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |
| <p>第2 応援要請</p> <p>1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、<u>県総合政策局</u>、市町村、各関係機関） (略)</p> <p>2 広域消防応援（<u>県総合政策局</u>、市町村） (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（<u>県総合政策局</u>、県厚生部） (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第5節 救助・救急活動</p> | <p>1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、<u>県危機管理局</u>、市町村、各関係機関）</p> <p>2 広域消防応援（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（<u>県危機管理局</u>、県厚生部）</p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>第1 救助活動 1～6（略） <u>（追加）</u></p> <p>第2 救急活動 1～3（略） 4 ヘリコプターの活用（<u>県総合政策局</u>、県警察本部、市町村）（略）</p> <p>第3 消防応援要請 1 県内他市町村への応援要請（<u>県総合政策局</u>、市町村）（略） 2 緊急消防援助隊の出動要請（<u>県総合政策局</u>、市町村）（略） 3～4（略）</p> <p>第4（略） 第6節 医療救護活動 第1～第10（略） 第7節 消火活動 第1（略） 第2 救急活動 1～3（略） 第3 消防機関の活動 1（略） 2 消防団の活動（市町村） (1)～(4)（略） (5) 避難方向の指示 <u>避難勧告</u>等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等の確かな情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と指定緊急避難場所及び指定避難所の防護活動を行う。</p> <p>第4～第5（略）</p> | <p><u>7 感染症対策</u> <u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>4 ヘリコプターの活用（<u>県危機管理局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>1 県内他市町村への応援要請（<u>県危機管理局</u>、市町村） 2 緊急消防援助隊の出動要請（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p><u>避難指示</u>等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等の確かな情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と指定緊急避難場所及び指定避難所の防護活動を行う。</p> | <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>第8節 避難活動 対策の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>避難活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 避難の勧告、指示及び誘導 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難の勧告、指示の実施責任者 2 避難の勧告又は指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等 第2 津波に関する避難の勧告、指示及び誘導 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難の勧告、指示 2 避難誘導 第3 津波からの避難 <ul style="list-style-type: none"> 1 基本的な考え 2 避難場所の周知 3 徒歩避難の原則 4 住民、船舶に求められる津波からの避難等 第4 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用 <ul style="list-style-type: none"> 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用 第5 避難所の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請 第6 要配慮者の支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の支援対策 第7 精神保健対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア 第8 飼養動物の保護等 <ul style="list-style-type: none"> 1 飼養されていた家庭動物の保護等 2 危険動物の逸走対策 </div> <p>第1 避難の勧告、指示及び誘導</p> <p>1 避難の勧告、指示の実施責任者（市町村、県総合政策局、県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部） 避難の勧告、指示の実施責任者は次のとおりである。実際に勧告又は指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。 県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>避難活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 避難指示及び誘導 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難指示の実施責任者 2 避難指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等 第2 津波に関する避難指示及び誘導 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難指示 2 避難誘導 第3 津波からの避難 <ul style="list-style-type: none"> 1 基本的な考え 2 避難場所の周知 3 徒歩避難の原則 4 住民、船舶に求められる津波からの避難等 第4 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用 <ul style="list-style-type: none"> 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用 第5 避難所の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請 第6 要配慮者の支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の支援対策 第7 精神保健対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア 第8 飼養動物の保護等 <ul style="list-style-type: none"> 1 飼養されていた家庭動物の保護等 2 危険動物の逸走対策 </div> <p>第1 避難指示及び誘導</p> <p>1 避難指示の実施責任者（市町村、県危機管理局、県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部） 避難指示の実施責任者は次のとおりである。実際に避難指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。 県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、</p> | <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたこ</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | | | | 修正案（変更部分のみ記載） | | | | 備考 | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|---|--|
| <p>市町村に積極的に助言するものとする。 市町村長は、<u>勧告又は指示</u>を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。</p> | | | | <p>市町村に積極的に助言するものとする。 市町村長は、指示を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。</p> | | | | とによる修正 | |
| | 実施責任者 | 措置 | 実施の基準 | | 実施責任者 | 措置 | 実施の基準 | | |
| 避難勧告 | 市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条) | 立退きの勧告及び立退き先の指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕 | 削除 | | | | | |
| | 知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条) | 立退きの指示 | 洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。 | | 知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条) | 立退きの指示 | 洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。 | | |
| | 知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条) | 立退きの指示 | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 | | 知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条) | 立退きの指示 | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 | | |
| | 市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条) | 立退き及び立退き先の指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕 | | 避難指示等 | 市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条) | 立退き及び立退き先の指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕 | |
| | 警察官 (災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条) 海上保安官 | 立退き及び立退き先の指示 警告 避難の指示 | 市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。 | | | 警察官 (災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条) 海上保安官 | 立退き及び立退き先の指示 警告 避難の指示 | 市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。 | |
| 自衛官 (自衛隊法第94条) | | 被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。 | 自衛官 (自衛隊法第94条) | | 被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。 | | | | |
| <p>2 避難の<u>勧告又は指示</u>の内容 避難の<u>勧告又は指示</u>は次の内容を明示して行う。 (1) ～ (2) (略)</p> | | | | <p>2 避難指示の内容 避難指示は次の内容を明示して行う。</p> | | | | 「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたこ | |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|---|--|---|
| <p>(3) 避難<u>勧告又は</u>指示の理由 (4) ～ (5) (略)</p> <p>3 避難誘導（県警察本部、市町村） (1) 市町村 避難の<u>勧告又は</u>指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。 避難<u>勧告</u>等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への<u>移動を原則</u>とするものの、避難時の周囲の状況等により、<u>指定緊急避難場所への移動を行うこと</u>がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>なお、避難の<u>勧告又は</u>指示は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。</p> <p>(2) 消防機関 ア 避難の<u>勧告又は</u>指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。 イ (略)</p> <p>4 (略) <u>(追加)</u></p> | <p>(3) 避難指示の理由</p> <p>避難指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。 避難<u>指示</u>等が発令された場合の<u>避難行動</u>として、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本</u>とするものの、<u>ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うこと</u>がかえって危険を伴う場合は、「<u>緊急安全確保</u>」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>なお、避難指示は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。</p> <p>ア 避難指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。</p> <p><u>5 広域避難</u> <u>市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議</u></p> | <p>とによる修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>第2 津波に関する避難の勧告、指示及び誘導</p> <p>1 避難の勧告、指示（市町村）</p> <p>沿岸市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示（緊急）を行うなど、速やかに的確な避難の勧告又は指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>避難勧告等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供す</p> | <p><u>し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>第2 津波に関する避難指示及び誘導</p> <p>1 避難指示（市町村）</p> <p>沿岸市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>避難指示等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供す</p> | <p></p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|---|--|--|
| <p>るサービス等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>2 避難誘導（県警察本部、市町村） 市町村は、避難の<u>勧告又は</u>指示をした場合は、あらかじめ定めた津波避難計画に基づき、地元警察署及び消防機関、自主防災組織等との連携協力により、避難誘導を行う。 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用</p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第5 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の開設（市町村） <u>（追加）</u></p> <p><u>（1）～（5）</u> （略） <u>（追加）</u></p> <p><u>（6）</u> （略） <u>（追加）</u></p> <p><u>（7）</u> （略）</p> <p>2 避難所の運営（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、県土木部、市町</p> | <p>るサービス等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>2 避難誘導（県警察本部、市町村） 市町村は、避難指示をした場合は、あらかじめ定めた津波避難計画に基づき、地元警察署及び消防機関、自主防災組織等との連携協力により、避難誘導を行う。</p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p><u>（1）市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（2）～（6）</u> （略）</p> <p><u>（7）市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（8）</u> （略）</p> <p><u>（9）市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p><u>（10）</u> （略）</p> <p>2 避難所の運営（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、県土木部、市町</p> | <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>村)</p> <p>(1) (略)</p> <p>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p>村)</p> <p>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>(5) 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</u></p> <p><u>(7) 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する</u></p> | <p>に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3 被災者の他地区への移送（<u>県総合政策局</u>、市町村） (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6 要配慮者の支援</p> <p>1 要配慮者対策（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 避難行動要支援者の支援</p> <p>ア 被災市町村は、<u>発災時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や<u>個別の避難支援計画</u>を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 要配慮者の支援</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p><u>性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>3 被災者の他地区への移送（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>1 要配慮者対策（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>ア 被災市町村は、<u>災害時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や<u>個別避難計画</u>を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。</p> <p><u>イ 福祉避難所への直接避難</u></p> <p><u>被災市町村は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあつては、市町村において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p><u>カ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣</u></p> <p><u>県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防</u></p> | <p>備考</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>本県においても令和3年1月に災害派遣福祉チーム（DWAT）が</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>3 外国人の支援対策（<u>県総合政策局、県観光・交通振興局、市町村、報道機関</u>） （略）</p> <p>第7～第8（略） 第9節 交通規制・輸送対策 第1（略） 第2 緊急交通路の確保 1 緊急陸上交通路の確保（県警察本部、各道路管理者、自衛隊） （1）緊急交通路の指定 応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。 県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた<u>緊急通行確保路線</u>を中心に、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。 道路管理者は、地震・津波により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。（資料 「6-1-2 <u>緊急通行確保路線名</u>」） （2）～（3）（略） 2（略） 3 緊急航空路の確保（<u>県総合政策局</u>） （略）</p> <p>第3（略） 第4 輸送車両、船舶、航空機の確保 1 輸送の対象となる範囲（<u>県総合政策局</u>） （略） 2 輸送手段（<u>県総合政策局、県観光・交通振興局</u>、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部） 3（略） 4 緊急通行車両等の取扱い（<u>県総合政策局</u>、県警察本部、中</p> | <p><u>止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。</u></p> <p>3 外国人の支援対策（<u>県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関</u>）</p> <p>応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。 県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた<u>緊急輸送道路</u>を中心に、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。 道路管理者は、地震・津波により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。（資料 「6-1-2 <u>緊急輸送道路一覧表</u>」）</p> <p>3 緊急航空路の確保（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>1 輸送の対象となる範囲（<u>県危機管理局</u>） 2 輸送手段（<u>県危機管理局、県地方創生局</u>、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部） 4 緊急通行車両等の取扱い（<u>県危機管理局</u>、県警察本部、中</p> | <p>設置されたことに伴い、国の防災基本計画に合わせて追記 県機構改革に伴う修正</p> <p>全国的に用いられている『緊急輸送道路』に統一することに伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----|--|--------------------|---|---|-------|---------|-----|--|------------------|---|--|
| <p>日本高速道路(株)、富山県道路公社) 第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1 (略) 第2 食料・生活必需品の供給 1 (略) 2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） (1) (略) (2) 災害救助用米穀の調達 炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省 政策統括官 に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省 政策統括官 を通じて他県からの応援で対処する。 (3)～(5) (略)</p> | <p>日本高速道路(株)、富山県道路公社) 炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省 農産局 に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省 農産局 を通じて他県からの応援で対処する。</p> | <p>に伴う修正 農林水産省組織改編に伴う修正</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 777 374 810">機 関 名</th> <th data-bbox="380 777 1037 810">実 施 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 815 374 849">(略)</td> <td data-bbox="380 815 1037 849"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 853 374 927">農林水産省 政策統括官</td> <td data-bbox="380 853 1037 1149"> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 政策統括官 に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 政策統括官 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 機 関 名 | 実 施 内 容 | (略) | | 農林水産省 政策統括官 | <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 政策統括官 に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 政策統括官 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 777 1281 810">機 関 名</th> <th data-bbox="1288 777 1944 810">実 施 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 815 1281 849">(略)</td> <td data-bbox="1288 815 1944 849"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 853 1281 927">農林水産省 農産局</td> <td data-bbox="1288 853 1944 1149"> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 農産局 に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 農産局 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 機 関 名 | 実 施 内 容 | (略) | | 農林水産省 農産局 | <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 農産局 に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 農産局 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p> | |
| 機 関 名 | 実 施 内 容 | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| 農林水産省 政策統括官 | <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 政策統括官 に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 政策統括官 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 機 関 名 | 実 施 内 容 | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| 農林水産省 農産局 | <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 農産局 に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 農産局 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 (略) 4 被災者の要望把握と支援（県総合政策局、県厚生部、市町村） 5 (略) 第3 物価安定・消費者保護対策 1 物価安定対策（県生活環境文化部） (1) (略) (2) 民間事業者への要請</p> | <p>4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村）</p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> | | | | | | | | | | | | |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>ア 生活必需品 県は、百貨店、日本チェーンストア協会、<u>富山県食品スーパーマーケット協議会</u>、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、（一社）富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>（3） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 第1～第3 （略） 第4 防疫対策 震災に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。</p> <p>市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>（追加）</u></p> <p>1 厚生センター、市町村等の災害時防疫対策体制（県厚生部、市町村）</p> <p>（1）厚生センター、市町村における災害時防疫対策組織の設置</p> <p>ア 厚生センター災害防疫組織の設置 県災害対策本部健康班（<u>健康課</u>）の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。</p> <p>イ （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3）防疫資材の確保</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 防疫資材の需給状況に関する情報提供 県災害対策本部健康班（<u>健康課</u>）は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。</p> | <p>ア 生活必需品 県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、（一社）富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。</p> <p><u>県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>県災害対策本部健康班、<u>感染症対策班（健康対策室）</u>の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。</p> <p>県災害対策本部健康班、<u>感染症対策班（健康対策室）</u>は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。</p> | <p>協議会活動休止による修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|---|---|--|
| <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第12節～第13節 (略)</p> <p>第14節 危険物・毒物等防災対策</p> <p>第1 危険物等大量貯蔵所（県総合政策局、市町村） (略)</p> <p>第2 高圧ガス製造事業所等（県生活環境文化部） (略)</p> <p>第15節 水害・土砂災害対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 土砂災害対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台） 大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表する。 (略)</p> <p>第16節 海上における災害応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 海上における災害防止措置</p> <p>1 海難救助（伏木海上保安部） (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 津波警報等が発令されたときは、船舶に対し必要な勧告を行う。</p> <p>第17節 ライフライン施設の応急復旧対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ガス施設</p> <p>1 都市ガス対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、日本コミュニティーガス協会北陸支部） (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 関係機関との連携等</p> | <p>第1 危険物等大量貯蔵所（県危機管理局、市町村） (略)</p> <p>第2 高圧ガス製造事業所等（県危機管理局） (略)</p> <p>大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表する。 (略)</p> <p>(4) 津波警報等が発表されたときは、船舶に対し必要な勧告を行う。</p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>字句修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ） | 備 考 |
|--|--|-------------------|
| <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは(一社)日本ガス協会東海北陸部会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。</p> | <p>中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは(一社)日本ガス協会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。</p> | <p>字句修正</p> |
| <p>(4) 復 旧</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 復旧のための体制 大地震発生による甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス業界では、(一社)日本ガス協会東海北陸部会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。</p> <p>(略)</p> | <p>大地震発生による甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス業界では、(一社)日本ガス協会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。</p> | <p>字句修正</p> |
| <p>2 LPガス対策 (県生活環境文化部、市町村、富山県エルピーガス協会)</p> <p>(略)</p> | <p>2 LPガス対策 (県危機管理局、市町村、富山県エルピーガス協会)</p> <p>(略)</p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> |
| <p>第3～第5 (略)</p> <p>第18節 (略)</p> | | |
| <p>第1 公共土木施設等</p> | | |
| <p>1 応急復旧の役割分担 (北陸地方整備局、<u>県総合政策局</u>、県土木部、県農林水産部、市町村)</p> <p>(略)</p> | <p>1 応急復旧の役割分担 (北陸地方整備局、<u>県危機管理局</u>、県土木部、県農林水産部、市町村)</p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> |
| <p>2 応急復旧のための人員、資機材の確保 (北陸地方整備局、<u>県総合政策局</u>、県土木部、県農林水産部、市町村)</p> <p>(略)</p> | <p>2 応急復旧のための人員、資機材の確保 (北陸地方整備局、<u>県危機管理局</u>、県土木部、県農林水産部、市町村)</p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> |
| <p>3 公共土木施設等の障害物の除去 (北陸地方整備局、<u>県危機管理局</u>、県土木部、県農林水産部、市町村)</p> | <p>3 公共土木施設等の障害物の除去 (北陸地方整備局、<u>県危機管理局</u>、県土木部、県農林水産部、市町村)</p> | <p>県機構改革に伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(略)</p> <p>4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、県総合政策局、県土木部、県農林水産部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、県総合政策局、県土木部、県農林水産部、市町村）</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 緊急通行確保路線</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) ～ (10) (略)</p> <p>第2 鉄道施設等（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県観光・交通振興局</p> <p>(略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第19節 応急住宅対策等</p> <div data-bbox="165 884 882 1394"> </div> | <p>4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、県危機管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）</p> <p>5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、県危機管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）</p> <p>ア 緊急輸送道路</p> <p>第2 鉄道施設等（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県地方創生局</p> <div data-bbox="1068 871 1868 1394"> </div> | <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>全国的に用いられている『緊急輸送道路』に統一することに伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現行地域防災計画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備考 |
|---|--|---|
| <p>第1 応急仮設住宅の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。</p> <p>第2～第5 (略) <u>(追加)</u></p> <p>第20節 教育・金融・労働力確保対策</p> <p>第1 応急教育等</p> <p>災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学用品の調達及び支給（県厚生部、<u>県総合政策局</u>、県教育委員会、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>3 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）</p> <p>県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒及び学生^イの被災の程度に応じ、富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条又は富山県立大学条例第10条の規定により、授業料等の減免を行うものとする。</p> | <p>イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、<u>(公社)日本賃貸住宅管理協会富山県支部</u>及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。</p> <p>第6 災害の拡大防止と二次災害の防止</p> <p><u>市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、特別支援学校、<u>専門学校</u>及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。</p> <p>2 学用品の調達及び支給（県厚生部、<u>県経営管理部</u>、県教育委員会、市町村）</p> <p>県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒の被災の程度に応じ、富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条の規定により、授業料等の減免を行うものとする。</p> | <p>字句修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>字句修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>条例が廃止されていることに伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>第2 応急金融対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 金融機関による非常金融措置の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）</p> <p>災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施するよう要請する。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第21節 (略)</p> | <p>災害時 <u>（災害発生前に災害救助法が適用された場合等を含む）</u>において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施するよう要請する。</p> | <p>災害発生のおそれのある段階において、国の災害対策本部の設置や、災害救助法の適用が可能となったことに伴う修正</p> |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ） | 備 考 | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|---------|-----------------------------------|-----|-----|--|--|-------------|---------|---|-----|-----|--|---|
| <p>第4章 地震・津波災害復旧対策 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 1～10 (略) 11 被災者台帳の作成 (<u>県総合政策局</u>、市町村) (略) 12 (略) 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 1 中小企業への融資等 (県商工労働部) (1)～(3) (略) (4) 県制度融資による対応 ア～エ (略) オ 利率 年1.70% (<u>平成31年1月現在</u>) カ (略) (5) (略) 2 (略) 第3～第4 (略) 第2節 激甚災害の指定 第1 激甚災害指定手続 (県各部局) 1～3 (略) (1) 激甚災害指定基準 (本激)</p> <table border="1" data-bbox="168 957 1032 1157"> <thead> <tr> <th>適用条項 (適用措置)</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>激甚法第2章 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略) 第2 (略) 第3節 公共土木施設の災害復旧計画 第1～第2 (略) 第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用 (北陸地方整備局、県土木部、市町村) 1 (略) 2 <u>県管理道路及び市町村道</u></p> | 適用条項 (適用措置) | 指 定 基 準 | 激甚法第2章 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助) | (略) | (略) | | <p>11 被災者台帳の作成 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> <p>オ 利率 年1.70%<u>以内</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 957 1935 1189"> <thead> <tr> <th>適用条項 (適用措置)</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>激甚法第2章 (<u>3、4条</u>) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>指定区間外国道、県道及び市町村道</u></p> | 適用条項 (適用措置) | 指 定 基 準 | 激甚法第2章 (<u>3、4条</u>) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助) | (略) | (略) | | <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> |
| 適用条項 (適用措置) | 指 定 基 準 | | | | | | | | | | | | | |
| 激甚法第2章 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助) | (略) | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用条項 (適用措置) | 指 定 基 準 | | | | | | | | | | | | | |
| 激甚法第2章 (<u>3、4条</u>) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助) | (略) | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | |

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

| 現 行 地 域 防 災 計 画 | 修正案（変更部分のみ記載） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p> <p>3 （略）</p> | <p><u>(1) 国による代行制度</u> 指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p> <p><u>(2) 県による代行制度</u> <u>市町村が管理する道路のうち、指定区間外国道及び県道と交通上密接な関連を有する道路において、市町村から災害復旧事業の代行の要請があり、かつ、市町村が自ら実施することが困難であると認められる場合においては、必要に応じて県が災害復旧に関する工事を行う。</u></p> | <p>令和3年6月20日踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行による権限代行制度の拡大に伴う変更</p> |